

第7章 県内水道のあるべき姿と実現に向けての具体的方策

1 基本理念（県内水道のあるべき姿）と基本目標

水道は、県民の生活に欠かすことのできない重要なライフラインの一つとして、県民の衛生的で快適な生活を支えており、この役割は将来にわたって変わることはありません。

人口減少社会を迎えている中、今後も継続して水道の役割を果たしていくためには、地域の実情を踏まえながら、県民の厚い信頼の下に、必要な人材、資産を確保し持続的に事業を運営していくとともに、災害時等にも安定的に給水できる水道施設を構築し、徹底した水質管理によって安心して利用できる水道水を安定して確保、供給することが重要となります。

これらを踏まえ、県内水道のあるべき姿を以下のとおり設定し、これを基本理念として県内水道関係者が共有し、水道行政を推進することとします。

「人口減少社会の中でも安心・安全な水道水を届ける」

この基本理念の実現のため、水道には以下の3つの要素を備えることを目指すこととし、これらを本ビジョンにおける基本目標として設定します。

「持続可能な水道事業経営」 （持続）

「災害に強い強靱な水道の構築」 （強靱）

「安心・安全な水道水の供給」 （安全）

2 取組の方向性と具体的方策

県内水道が抱える課題を踏まえ、3つの基本目標を実現するための取組の方向性を次のとおりとします。

基本目標	取組の方向性
持続可能な水道事業経営	1 健全な財政基盤の維持
	2 計画的な施設更新と最適化の推進
	3 技術基盤の継承、確保
災害に強い強靱な水道の構築	4 水道施設耐震化の推進
	5 危機管理体制の強化
安心・安全な水道水の供給	6 水源保全対策の強化
	7 水質管理水準の向上
	8 水道利用者及び小規模水道等における衛生対策の推進と民営水道対策の検討

そして取組の方向性ごとに、その考え方や取組のポイント、これに沿った具体的な方策及び県の役割を示します。

また、具体的方策については、特に優先順位が高い項目について「指標」とその「目標値」を設定した上で、重点的に取り組むこととします。

なお、上水道事業者及び用水供給事業者と簡易水道事業者では、その経営規模や人員配置において大きな違いがあるため、指標によっては上水道事業者及び用水供給事業者のみを対象とするものや、簡易水道事業者を対象とするに当たって努力目標とするものを設けます。これ以外の項目については、取組主体の状況に応じて取り組んでいくこととします。

(1) 持続可能な水道事業経営（持続）

取組の方向性 1 健全な財政基盤の維持<課題①（第6章「3 課題(まとめ)」に記載）に対応>

水道事業は地方公営企業として独立採算の原則に基づき、その経費は基本的にその収入によって賄われるものです。水道事業の収入の大部分は、利用者の支払う水道料金が占めているため、給水原価に見合った適正な水道料金の設定を行うことが重要となります。

それとともに、事業経営等についての的確な現状把握を行った上で、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、徹底した効率化、経営の健全化を行うことが必要です。

また、簡易水道事業統合計画を策定した簡易水道事業者にあっては、上水道事業や他の簡易水道事業との統合による、スケールメリットを活かした安定的な財政基盤の構築が期待できるため、着実に統合計画を進めて行く必要があります。

なお、料金改定などに際しては、水道事業が行っている取組について情報提供を行うとともに、水道利用者のニーズの把握に努め、コミュニケーションの充実を図ることで、水道事業の現状や将来の水道利用者の負担について、理解が得られるようにする必要があります。

加えて、小水力発電や空き空間へのソーラーパネルの設置は、新たな収入源として期待ができます。このほか、複数業務の包括的な民間委託や他の水道事業者との共同委託などコストダウンが期待できる手法の検討も進める必要があります。

[具体的方策]

○水道料金の適正化と経営管理の向上

- ・給水原価に見合った適正な料金設定と最適な料金体系の検討
- ・中長期的な経営の基本計画である経営戦略の策定
- ・経営状況（損益・資産等）をよりの確に把握するための公営企業会計の適用
- ・簡易水道事業統合計画等に沿った計画的な事業統合

○水道利用者とのコミュニケーションの充実

- ・経営状況や施設の耐震化状況、水質管理状況など水道事業の現状や業務指標、将来の水需給の見込み、施設の投資計画等を始めとした将来計画の水利用者に対する積極的な情報発信と出前講座や水道モニター制度等を活用した住民ニーズの把握

○様々な手法による収入の確保とコストダウン

- ・導水管等を利用した小水力発電の導入や水道施設の空き空間におけるソーラーパネルの設置、水源における余剰水などの有効活用等による新たな収入源の検討
- ・複数業務の包括的な民間委託などの官民連携や、他の水道事業者との連携による共同化・共同委託等の検討

[指標と計画期間内の目標値]

指 標	現状*	計画期間内の目標値
経営戦略の策定率 【全事業者】	3.8% (3/80)	100% [H32]
公営企業会計の適用率 【全事業者】	46% (37/80)	61% [H32] (49/80)
公営水道事業数 【全事業者】	243 事業	126 事業 [H32]

*：経営戦略の策定率は平成 27 年度末、他の数値は平成 26 年度末

[県の役割]

- ・経営戦略の策定、公営企業会計の適用に関する助言、研修の実施
- ・地方債（公営企業会計適用債等）の活用や地方交付税等に関する助言
- ・「地方公営企業等経営アドバイザー派遣事業」や「公営企業経営支援人材ネット事業」の活用に係る助言
- ・簡易水道事業の統合に係る許認可等協議の円滑化、施設整備への国庫補助金等の活用に係る協議、助言等
- ・広報活動に有用なツールの紹介等を通じた広報力強化に向けた助言、支援
- ・水道事業の業務経営に係る統計情報、業務指標等の公開等
- ・水道週間や出前講座等、水道事業に関する県民向け広報の展開
- ・官民連携や広域連携による業務の効率化等の検討の推進と情報の提供
- ・その他県内外の先進的な取組に関する情報の収集提供

取組の方向性 2 計画的な施設更新と最適化の推進<課題②③に対応>

これまでの水道普及の経過や過去の建設改良費の推移から、更新需要は、今後しばらくは徐々に増加していき、平成 40 年代から急激に増加していくことが見込まれます。更新需要が集中すると、財源確保のために大幅かつ急激な水道料金の値上げにつながるほか、工事の発注量や工事量が多くなるため、限られた人員では対応が難しくなるおそれがあります。

また、水道管の老朽化による破損は断減水の発生に止まらず、道路陥没による通行止め等社会的に大きな影響を与えるため、適切な維持管理や更新が必要です。

アセットマネジメントの実践を通じて、更新の優先度や耐震化の必要性、長期的な水需要の動向等を踏まえ、施設の長寿命化や更新の前倒し等更新需要の平準化、低減化を図っていくことが必要です。

さらに、長期的な水需要の動向を見据えた施設の再構築、水道施設整備に当たっての民間資金の活用など官民間での連携や、必要に応じて隣接する水道事業者との連携についても検討し、更新需要の抑制や費用削減に向けた検討も併せて進めることが有効です。

[具体的方策]

○経年化施設の計画的な更新

- ・アセットマネジメント実践による将来の更新需要の把握と、財政収支見通しに基づく更新需要の平準化などを通しての計画的な施設更新と、資金の確保

○水道施設の最適化

- ・水道施設の更新時における将来の水需要の減少に応じた給水系統の見直しや、施設のダウンサイジングなど、最適な水道施設の再構築を通しての施設の利用効率の向上

○民間活力の活用及び近隣の水道事業者との連携

- ・PFI 等の民間資金の活用による投資費用の削減策など、官民間での連携の検討
- ・近隣の水道事業者との連携による、給水区域をまたいだ施設の共有化や再配置の検討

[指標と計画期間内の目標値]

指 標	現状 (H27 年 12 月末)	計画期間内の目標値
アセットマネジメント実施率		
【上水道・用水供給】	3 C [標準版] : 30% (15/50)	3 C 以上 : 100% [H33]
	4 D [詳細版] : 2% (1/50)	4 D : 100% [H38]
【簡易水道】努力目標	—	アセットマネジメントの着手 [H38]

[県の役割]

- ・「アセットマネジメント『簡易支援ツール』」の活用支援
- ・資産台帳の不備などアセットマネジメントの実践に当たっての諸課題に対する先行事例の収集や情報提供

取組の方向性 3 技術基盤の継承、確保<課題④に対応>

水道事業に携わる職員数は年々減少の一途を辿っており、今後、水道拡張期を支えた経験豊富な技術職員が退職していくこととなります。

特に小規模な水道事業者では技術職員がいない場合や、水道の担当者が他の業務も兼務している場合もあり、また水道工事を担う民間業者も減少しているという指摘もあり、技術面のみならず、危機管理体制上の不安もあります。

このような状況に対し、水道事業者内部での取組に加え、事業者間、官民間の連携方策等地域全体として、水道事業に係る技術基盤の継承、確保を図っていく必要があります。

[具体的方策]

○水道事業者における人員、技術力の継承

- ・ 職員の年齢構成に配慮した異動サイクルと長期的な視野に立った職員の確保
- ・ 退職した職員やベテラン職員等による若手職員に対する OJT や、各種研修会への積極的な参加による職員教育の充実

○地域における技術基盤の確保

- ・ 地元の工事店組合等との実践的な研修会や訓練の開催等
- ・ 維持管理業務や営業業務など一部の業務に限定した外部委託に加えて、第三者委託やコンセッションなど新たな民間活力を活かした官民連携
- ・ 地域若しくは近隣にある高い技術力を持った水道事業者への技術的業務の委託
- ・ 地方自治法に基づく代替執行制度の活用
- ・ 複数の事業者間における技術職員の派遣交流や併任、技術的助言役の配置などの各種連携策の検討

[県の役割]

- ・ 厚生労働省や水道関係団体が実施する各種研修会等に関する情報提供
- ・ 長野県水道協議会との連携による、技術・技能面等の向上に資する研修の実施
- ・ 長野県企業局による地方自治法に基づく代替執行制度の活用など、小規模事業者支援の取組等に関する先行事例の収集や情報提供
- ・ 小規模事業者に対する技術的支援策の検討の推進と情報の提供

(2) 災害に強い強靱な水道の構築（強靱）

取組の方向性 4 水道施設耐震化の推進<課題⑤に対応>

水道施設の整備には莫大な費用を要するため、すべての施設、管路の耐震化を行うことは現実的ではありません。

災害時においても水道水を確保しなければならない地点、応急給水により対応できる範囲等の優先順位を考慮しつつ、アセットマネジメントの実践により既存施設の老朽度や更新計画等との整合を図ることにより、限られた財源の中で効果的、効率的に必要な耐震化を進めていく必要があります。

また、これに並行して、緊急連絡管等の布設による相互融通などのバックアップ機能の充実も併せて図っていく必要があります。

[具体的方策]

○計画的な耐震化

- ・浄水場や主要配水池、基幹管路等配水に当たって基幹的位置を占める施設や、病院や避難所等の重要給水施設への配水ルートなど優先して耐震化を進めるべき箇所の把握をした上で優先順位を定め、耐震化計画を策定
- ・策定した耐震化計画に基づく、管路や浄水場、配水池等の耐震化の実施

○バックアップ機能の整備

- ・緊急連絡管の布設、自家発電設備による電力の確保、水源に影響が生じた場合のための予備水源の確保等必要に応じたバックアップ機能の整備
- ・応急給水用水の確保のための配水池への緊急遮断弁の整備

[指標と計画期間内の目標値]

指 標	現状*	計画期間内の目標値
施設及び管路の耐震化計画の策定率		
【上水道・用水供給】	管路：30% 施設：38%	管路：100% [H38] 施設：100% [H38]
【簡易水道】努力目標	—	資産及び布設状況の把握 [H38]
基幹管路の耐震化適合率 【上水道・用水供給】	31%	50% [H38]

*：施設及び管路の耐震化計画の策定率は平成 27 年 12 月末、基幹管路の耐震化適合率は平成 26 年度末

[県の役割]

- ・「耐震化計画策定ツール」等を活用した耐震化計画の策定支援
- ・施設の耐震化に係る国庫補助金等の活用に係る協議、助言
- ・施設及び管路の耐震性評価に係る情報提供と施設整備に係る技術的助言

取組の方向性 5 危機管理体制の強化<課題⑥⑦に対応>

災害等により水道施設が被害を受け、断水や濁水が発生した場合、応急給水及び応急復旧を速やかに行うことにより、県民生活への影響を最小限に止める必要があります。

本県において発生リスクが高い、地震、土砂災害を含む風水害及び水質事故を中心に、危機管理に関するマニュアルを整備し、随時見直しを行うことが重要です。被災規模によっては被災した水道事業者単独では対応が困難になることも想定されることから、他の水道事業者による応援を考慮した応急給水計画や応急復旧計画の策定は必須です。

加えて、「長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱」及び「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づく広域的な相互応援体制については、より一層の相互応援の円滑化に努める必要があります。

[具体的方策]

○危機管理に関するマニュアル等の整備

- ・ 応急給水計画及び応急復旧計画の策定
- ・ 他の水道事業者による応援を前提とした応急復旧支援受入マニュアルの作成
- ・ 業務継続計画の策定
- ・ 施設の運転管理、維持管理等に係るマニュアル又は標準作業書の作成による、非常事態下でも最低限の作業はどの職員でも対応できるような体制の整備

○応援体制等の強化

- ・ 広域的な相互応援体制における応援フローの確認や机上訓練等の実施
- ・ 地元水道工事店組合等との災害時協定等の締結による災害復旧時の人材及び資材の確保
- ・ 住民自らが容易に仮設給水管を設置できる応急給水拠点の整備や、住民との協働による給水訓練の実施

[指標と計画期間内の目標値]

指 標	現状 (H26 年度末)	計画期間内の目標値
応急給水計画の策定率 【全事業者】	60% (47/80)	100% [H38]
応急復旧計画の策定率 【全事業者】	51% (41/80)	100% [H38]

[県の役割]

- ・ 「危機管理対策マニュアル策定指針」を活用した危機管理マニュアルの策定支援
- ・ 長野県企業局による「安心の蛇口」整備事業等住民との協働した危機管理体制構築取組に関する先行事例の収集や情報提供
- ・ 長野県水道協議会との連携による水道事業者間の相互応援フローの確認や情報伝達訓練等の定期的な実施
- ・ 広域応援に関する事例紹介等の実施

(3) 安心・安全な水道水の供給（安全）

取組の方向性 6 水源保全対策の強化<課題⑧に対応>

本県は上流県であり、水資源にも恵まれていることから、消毒のみで配水されている水道が多くあります。また、中山間地に集落が点在しており、その結果給水区域も小規模で点在することとなり、1つの給水区域に水源が1つしかないという状況も珍しくありません。このことは、水道水の水質は水源における原水の状態によって大きく左右されることを意味します。また、良質な原水の取水は、浄水処理施設の運転管理の面からも有益となります。

このような状況の中、水源水質の汚染防止対策や水源水量の維持のために、水源保全対策の充実強化を進める必要があります。

[具体的方策]

○水源地域の公的関与の推進

- ・水源地域の公有地化や市町村条例による開発取水規制等の実施
- ・長野県水環境保全条例に基づく「水道水源保全地区」及び長野県豊かな水資源の保全に関する条例に基づく「水資源保全地域」の指定による水源地の公的管理の実施

[県の役割]

- ・水道水源保全地区及び水資源保全地域の指定を推進するための市町村への制度説明
- ・水道水源保全地区内における開発に係る事前協議への対応
- ・水資源保全地域における土地取引に関する事前届出があった場合の対応に関する助言等

取組の方向性 7 水質管理水準の向上<課題⑨⑩に対応>

水道事業者の基本的な責務は、水質基準に適合した安全な水道水を供給することです。

そのためには、適切な水質管理を行うことや浄水処理施設の導入が考えられますが、通常は良好な浄水水質が保たれていることや、消毒のみで浄水を行っている事業者の多くが小規模である場合が多いこと、今後の水需要の減少や経営環境の厳しさを鑑みると、すぐに導入することは困難であり、原水の水質に応じた現実的かつ効果的な対策の検討が必要です。

このような状況の中、水質基準を遵守するためには、水源での取水から給水栓までの水道水の汚染リスクについて検証した「水安全計画」の策定が必要です。

また、水道事業者の7割強が厚生労働大臣登録検査機関に水質検査を委託していることから、水質検査機関の検査技術の維持・向上も重要です。水道事業者が検査を委託するに当たっては、検査機関の技術力や緊急時への対応体制についても考慮する必要があります。

【具体的方策】

- 原水取水から給水栓までの水質汚染リスク対策
 - ・水源における原水の取水から給水栓までの間にあるリスクの発生場所、発生要因、重大度、汚染防止対策について検証した「水安全計画」の策定
 - ・水道水源に係る水質汚濁事故発生時における連絡体制の整備
- 原水水質に応じた適切な施設整備
 - ・原水水質に応じた適切な施設整備と施設運用の実施
 - ・クリプトスポリジウム等塩素耐性病原性微生物の汚染状況把握と対策の実施
- 水質検査機関の検査技術の維持・向上
 - ・水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン（平成24年9月6日厚生労働省健康局水道課長通知）に沿った検査方法の妥当性評価と見直し
 - ・外部精度管理への参加等、技術力の向上と新たな知見の蓄積

【指標と計画期間内の目標値】

指 標	現状*	計画期間内の目標値
給水栓水の水質基準超過件数 【全事業者】	75 件/年	0 件/年 [H38]
クリプトスポリジウム等汚染リスクL4施設の汚染対策率 【対象施設】	89% (126/141)	100% [H38]
水安全計画の策定率 【上水道・用水供給】	6% (3/50)	100% [H38]

*：給水栓水の水質基準超過件数は平成27年度末、その他は平成26年度末

【県の役割】

- ・「水安全計画策定支援ツール」を活用した水安全計画の策定支援
- ・水質汚濁防止法に基づく公共用水域水質常時監視等による広域的な水質監視の実施と結果に関する情報共有
- ・浄水施設整備に係る国庫補助金等の活用に係る協議、助言
- ・長野県水道協議会との連携による水道水質検査精度管理事業の継続

取組の方向性 8 水道利用者及び小規模水道等における衛生対策の推進と 民営水道対策の検討<課題⑪⑫⑬⑭に対応>

水道事業者が供給する水は給水栓において水質基準を満たしている必要があり、水道利用者においても水質管理の向上を図ることが重要となります。簡易専用水道（有効容量 10m³以上の貯水槽）の適正な管理がなされておらず、検査機関から指摘を受ける事例が見受けられるため、貯水槽水道の衛生管理の徹底について指導する必要があります。また、鉛製給水管の残存状況は現在把握されているもので6万戸強存在し、残存状況を把握していない事業者も多く存在するため、早期の状況把握と布設替えを進める必要があります。これら貯水槽や給水管の所有区分は利用者側にあるため、対策の推進は難しいところもありますが、安全な水道水を利用するためにも、対応策を検討していく必要があります。

さらに、小規模水道や飲用井戸など水道法の適用を受けない施設においては、十分な管理がなされていない事例もあり、対応を進める必要があります。

また、地域住民によって運営されている住民営水道や、別荘地において開発業者等が経営する私企業営水道などの民営水道では、管理している住民の高齢化や昨今の経済情勢から水道事業の継続が困難となっている事例が見受けられ、このような事例に対する公的関与の在り方を検討する必要があります。

[具体的方策]

○貯水槽水道の衛生管理の徹底

- ・貯水槽水道の衛生担当部局と水道事業者の間で情報共有を図ることによる、貯水槽水道の設置状況の把握
- ・対象施設への県及び市の衛生担当部局による立入等監視指導の強化
- ・貯水槽水道設置者への直圧給水化の推奨や簡易専用水道法定検査の受検等の指導

○鉛製給水管の解消

- ・検針時や広報による鉛製給水管の残存状況の把握と利用者に対する布設替えの必要性の周知
- ・給水栓所有者の布設替えに対する助成等の推進策の検討

○小規模水道等の衛生対策

- ・対象施設への県及び市の衛生担当部局による立入等監視指導の強化
- ・水道によらない多様な給水方法の検討

○民営水道対策

- ・対象施設への県の立入等監視指導の強化
- ・県による事業認可時における経営状況の聴取等、運営状況の把握
- ・民営水道に対する公的関与のあり方の検討

[県の役割]

- ・対象施設への立入等監視指導の強化
- ・事業認可時における経営状況の聴取等、運営状況の把握

3 広域連携の推進

(1) 広域連携について

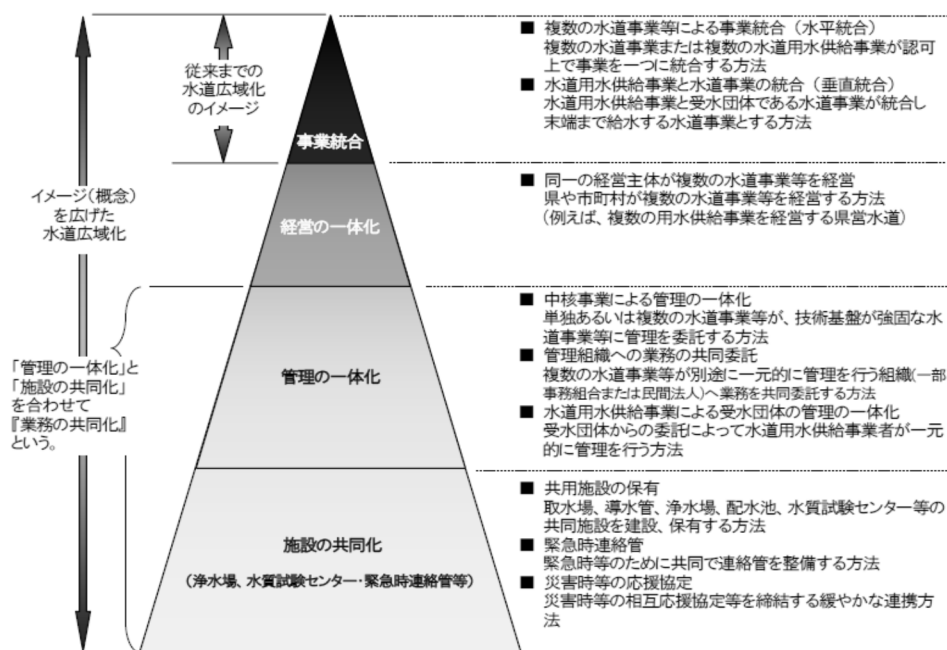
基本目標を実現するための具体的方策を進めるに当たり、個々の水道事業者による取組を進めることはもちろんですが、単独での取組には限界もあることから、より効果的に取組を進めるためには広域連携を推進する必要があります。

今後、水道事業の規模が縮小していくことが見込まれる中で、経営基盤の強化に対する有効な手段の一つとして、広域化（事業統合・経営の一体化など）が考えられます。

水道事業の広域化によって事業規模が拡大された場合、経営の効率化（維持管理、施設投資コストの削減等）、不足する技術力の相互補完、経営の安定化が見込めるなど財政面、技術面で基盤の強化がされることが期待されます。一般に事業規模が大きくなればなるほど、財政面、技術面での基盤強化につながることを踏まえれば、できるだけ水道事業の大規模化を図ることが望ましいと考えられます。

【参考】厚生労働省「新水道ビジョン」における発展的広域化

平成 25 年 3 月に国が示した「新水道ビジョン」では、「発展的広域化」として、経営の一体化、管理の一体化、施設の共同化にかかわらず、近隣の水道事業者間での広域化の検討に着手することから始めて、圏域ごとに地域の実情に応じた多様な形態を採用しつつ、段階的に広域連携について水道事業者間での調整を進める方策を提示しています。



出典) 公益社団法人日本水道協会「水道広域化検討の手引き」

(2) 本県における広域連携の方向性

本県では山間部に集落が点在する等、配水の効率化を図りづらい小規模な水道事業が数多く存在しており、これらを含めて広域化をすることは、広域化後の水道事業の経営に大きな影響を及ぼすものと考えられます。しかし、このような小規模な水道事業においてこそ財政的、技術的な課題を抱えており、その対応が必要と言えます。

以上を踏まえ、県内の水道の向かうべき長期的な将来の方向性として以下により連携を推進していくことが望ましいと考えます。

- ① 給水区域が近接している平地部等においては、広域的な水道事業への集約を図り、技術と資本を集中する
- ② 山間部に給水区域が点在している簡易水道事業者等に対する支援体制を構築する

(3) 検討の場の設置と進め方

広域連携の推進は水道事業者の枠を超えた取組であり、検討の促進や水道事業者間の利害調整等を行い、議論をけん引していく存在として広域自治体である県がこの役割を担うことが求められています。

そこで、県では、広域連携を推進するため、本水道ビジョンで設定した9圏域10地区において、水道事業者、関係機関、地域振興局*及び県関係部局が参画する検討の場を設置し、地域の実情や課題に応じて検討を行っていきます。

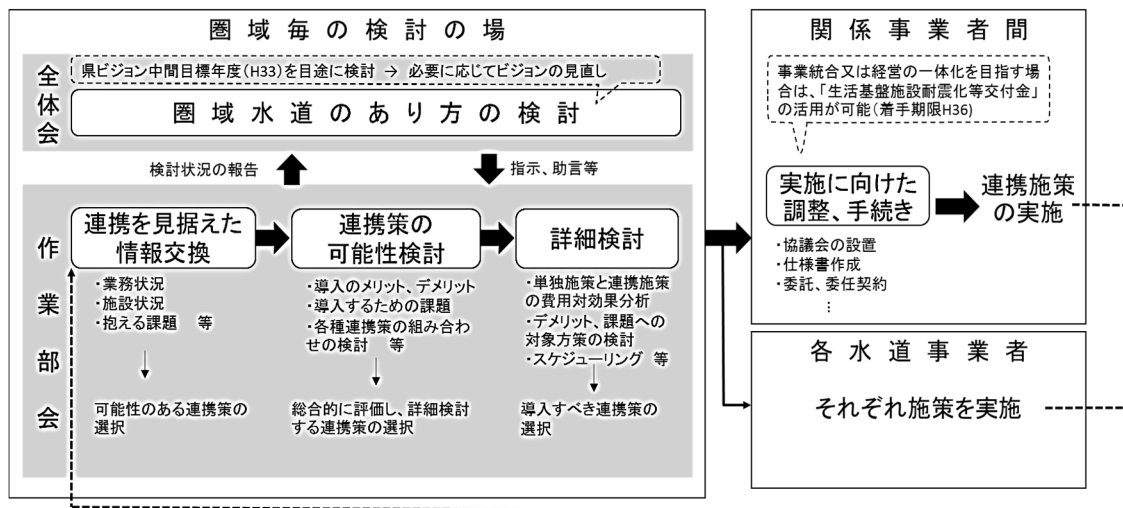
現在、地域の水道のあり方に係る議論はさほど深まっておらず、検討の場において、当初から事業統合や経営の一体化といった広域化を目指した検討を行うことは現実的ではないため、各水道事業者の業務状況や施設の状況、抱える課題や要望等について圏域、地区内での情報共有を図ることから始め、個別具体的な業務に関する連携等を検討していくこととします。

さらに、こうした取組を通して、事業者間での具体的な広域連携に向けた施策の展開を促していきます。

このため、県は検討の段階に応じた必要な調整、支援を行っていきます。

(*：平成29年4月から、組織改正により地域振興局を設置し、地方事務所を廃止)

図7-1 検討の場における検討の進め方（イメージ）



(4) 各圏域の連携方策等

既に共同で水質管理を実施している圏域や自ら水質検査を行っている事業者がある圏域、用水供給が行われている圏域など、各圏域の水道の特徴等を勘案して、考えられる連携策を下表のとおり整理しました。これらをたたき台として検討を進めていくこととします。

表 7-1 各圏域において考えられる連携策

考えられる連携策	佐久	上小・長野		諏訪	上伊那	飯伊	木曾	松本	大北	北信
		上小	長野							
【人員・技術力の確保】										
・技術職員の派遣交流	○	○	○	○	○	○		○		
・技術職員の事業者間の併任	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
・技術的助言役の配置	○	○	○			○		○		
【営業業務の共同化】										
・検針の共同委託	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
・料金収納、徴収等の共同委託	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【維持管理業務の共同化】										
・施設の保守点検の共同委託	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
・管路の保守点検の共同委託	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【水質管理業務の共同化】										
・水質管理の共同化	(共同化実施済)	○	○	○	(共同化実施済)	○	○	○	○	○
(水質検査の共同委託)		○	○	○		○	○	○	○	○
(水質検査の共同受託)		○	○					○		
(薬剤等の共同調達)		○	○	○		○	○	○	○	○
(水質に関する啓発等)		○	○					○		
・共同水質管理の範囲拡大	○	\			○	\				
(薬剤等の共同調達)	○				○					
(水質に関する啓発等)	○				○					
【施設投資の合理化】										
・給水区域をまたいだ施設の再配置	○	○	○	○	○	○		○		
・給水区域をまたいだ施設の共有化	○	○	○	○	○	○		○		
・用水供給と受水団体間での施設の再配置	○				○			○		

(5) 連携方策の取組事例

水道事業運営の支援策と考えられる広域連携について、その形態ごとに、概要、考えられる検討案、先進的な具体例を参考として示します。

ア 業務の共同化

(ア) 概要

- ・市町村等が共同で行政機関等を設置し、共通する事務を処理

(イ) 検討案

- ・広域連合等により一部の業務を実施
- ・技術職員を共同で雇用し配置

[具体例]

- ① 水道水質管理に係る協議会による水質検査の共同実施
佐久、上伊那圏域では広域水道が中心となり、複数の水道事業者で構成する水道水質管理に係る協議会を設置し水質検査を実施
- ② 広域連合の建設課等における土木関係の技術職員の配置
上伊那、木曽、大北の広域連合では、土木関係の技術職員を配置して、管内市町村の公共土木事業の設計・積算、工事監督、審査等を実施

イ 業務の委託、代行執行等

(ア) 他の水道事業者への業務の委託、代替執行等

a 概要

- ・他の水道事業者が業務を受託し、自らの業務と合わせて実施
- ・他の水道事業者により事務を代替執行

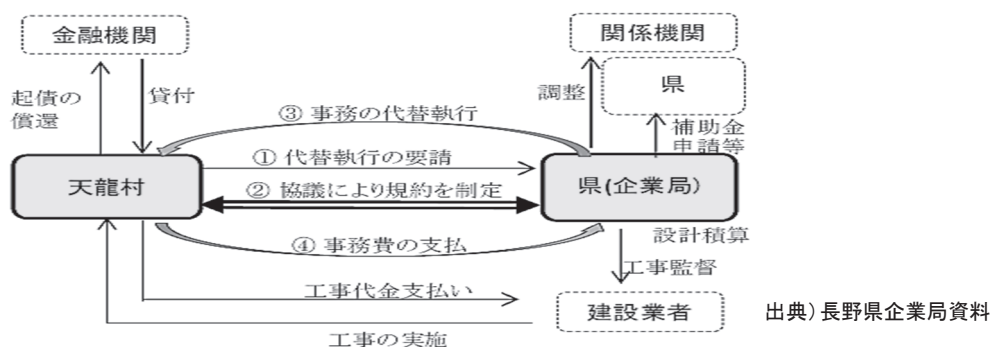
b 検討案

- ・一部の業務の委託、代替執行
- ・複数の業務を包括的に委託、代替執行
- ・技術職員等を事業者間で併任して配置
- ・事業者間での職員の人事交流や派遣

[具体例]

○ 地方自治法の代替執行制度による過疎自治体への支援

長野県企業局では天龍村の求めに応じ、地方自治法の代替執行制度の活用により、水道施設整備に係る設計積算、補助金、工事監督等の事務を企業局が村の名において管理及び執行する。



出典) 長野県企業局資料

(イ) 水道サービス会社等への業務の委託等

a 概要

- ・水道事業者が専ら自らの業務のための水道サービス会社を設立し、包括業務委託を行う。その上で近隣の小規模事業者からも業務を受託し、自らの業務と一体的に実施
- ・複数の水道事業者が、共同して民間の水道サービス会社に業務を委託

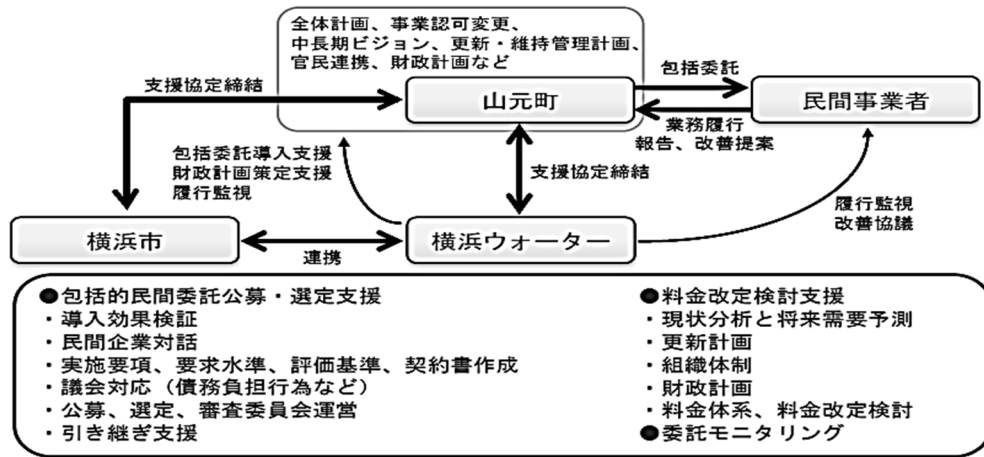
b 検討案

- ・一部の業務の委託
- ・複数の業務を包括的に委託
- ・下水道など他事業との一体的な業務の委託

[具体例]

①上下水道における包括的民間委託

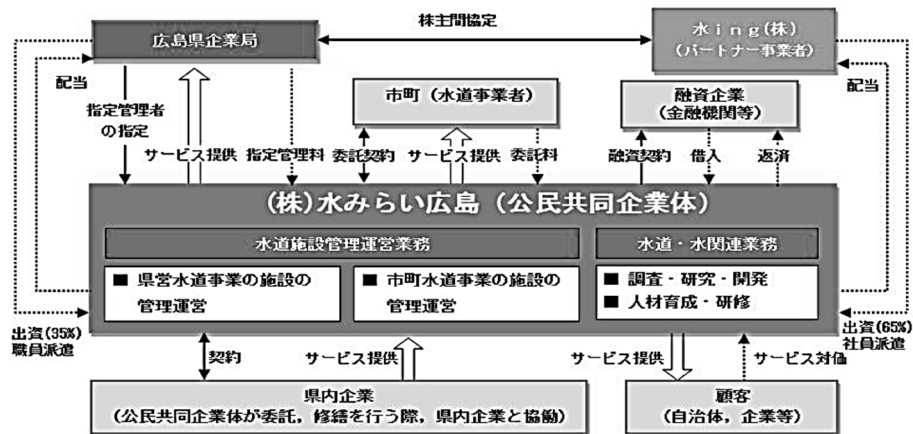
横浜市 100%出資の水道サービス会社「横浜ウォーター」による、宮城県山元町への技術的助言や実務支援及び上下水道アドバイザー業務の受託



出典) 総務省「水道事業・先進的取組事例集」

②第三セクターを活用した指定管理者制度

広島県 35%、水ing65%出資の水道サービス会社「水みらい広島」による、周辺市町村の水道施設維持管理等の受託



出典) 総務省「水道事業・先進的取組事例集」

ウ 人材バンクによる技術者等の確保

(ア) 概要

- ・ 県内の水道事業者の退職者等をリスト化し、水道事業者の求めに応じて紹介
- ・ スポット的な活用又は雇用等により、業務のサポートや現役職員の指導に当たる

(イ) 検討案

- ・ 水道事業者の団体等による、水道技術者等を対象とした人材バンクの創設、活用

[具体例]

○総務省「公営企業経営支援人材ネット事業」

総務省では、公営企業会計の適用、経営戦略の策定、料金改定、抜本的改革など公営企業の諸課題に取り組んだ経験のある自治体退職者や自治体職員等を公営企業経営支援人材ネットとして登録し、公表

